

令和3年3月

お客さま 各位

のと共栄信用金庫

未利用口座管理手数料の新設のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年4月1日以降に新規開設される普通預金口座に導入させていただきますので、ご案内申し上げます。

本手数料は、令和3年4月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対する管理費用をご負担いただくものであり、日常の入出金や口座振替等でお取引されている普通預金口座は対象となりません。

なお、普通預金口座には総合口座、無利息型普通預金も含まれます。

■未利用口座管理手数料の詳細は次のとおりです。

次の①～⑤を全て満たす普通預金口座が対象となります。

①	令和3年4月1日以降に開設された普通預金口座であること。
②	最後のお預入れまたは払戻し【注】から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座であること。 【注】該当普通預金のお利息の元本への組入れ、および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。
③	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
④	同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などのお取引がないこと。
⑤	同一店舗において、お借入がないこと。

(注) 紛失などでご利用を停止されている普通預金口座も対象となります。

[未利用口座管理手数料のご案内について]

- お客様の普通預金口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内をさせていただきます。(ご案内が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。)
- ご案内後、3ヶ月経過後においてもお取引がない場合に、年間1,320円(消費税込)の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

[口座の自動解約について]

- 残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、口座を自動解約いたします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはありません。
- ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、ご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。